

## 「第6期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定

柏市では、平成27年度から平成29年度の3年間を期間とした「第6期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定しました。

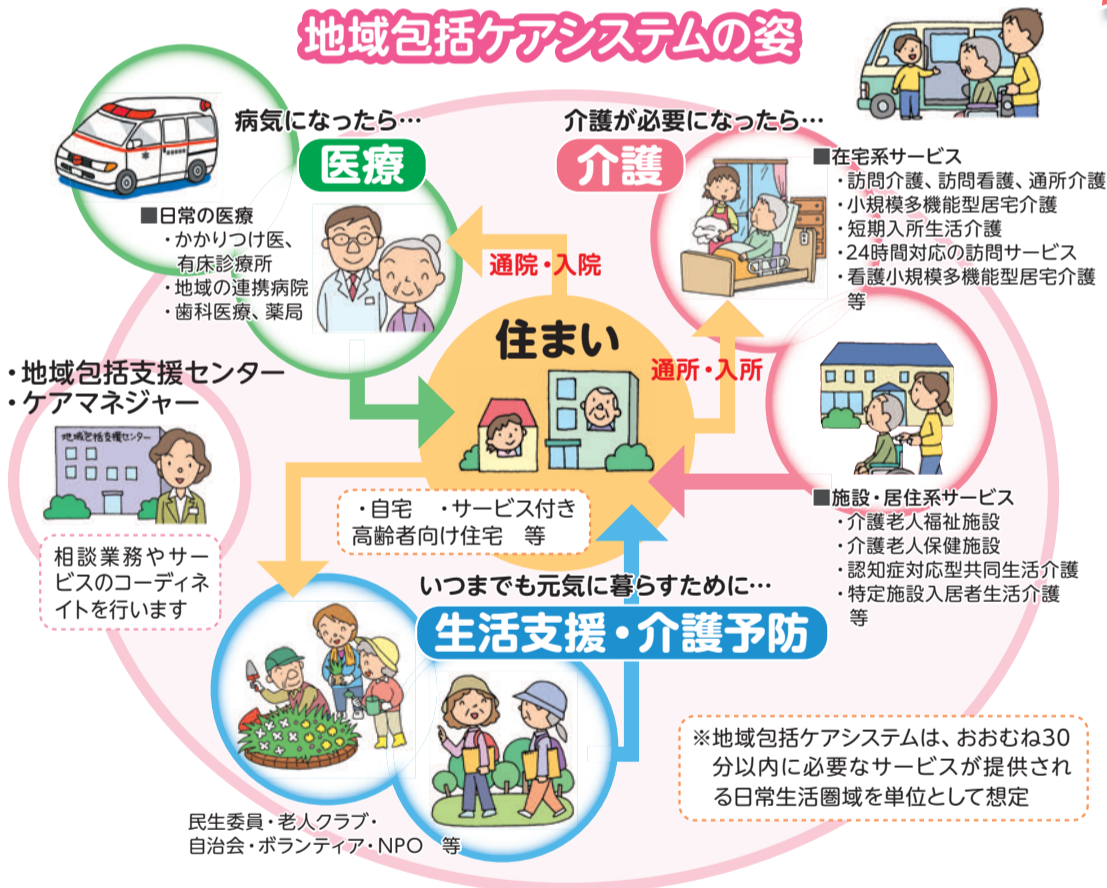
### 地域包括ケアシステムの構築に向けて

高齢化率は全国平均で平成25年には25%を超え、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には30%を超えると予測されています。柏市は全国平均より低いですが、高齢化や要介護認定率の増加が見込まれています。（右下表参照）

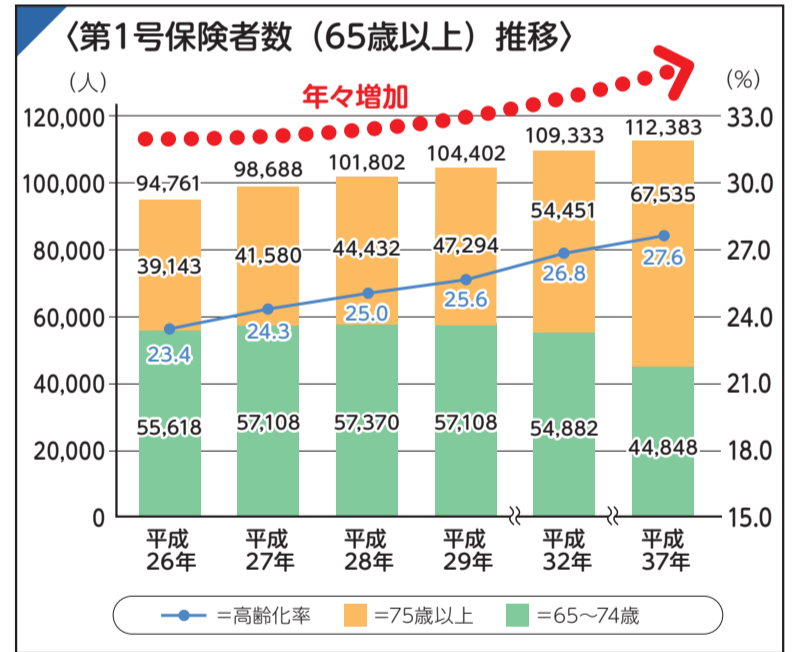
このような一層の高齢化を見据え、第6期プランでは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を実現するための取り組みを推進していきます。



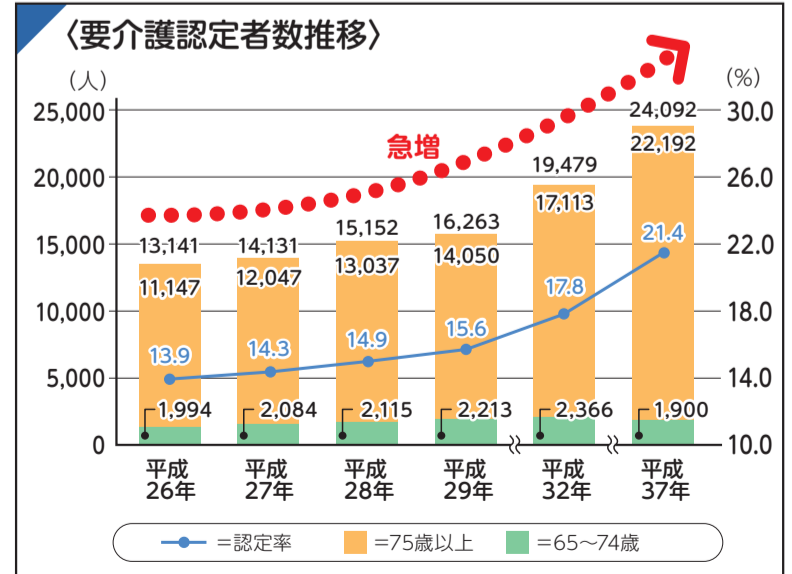
### 地域包括ケアシステムの姿



### 高齢者数と要介護認定者数の見込み



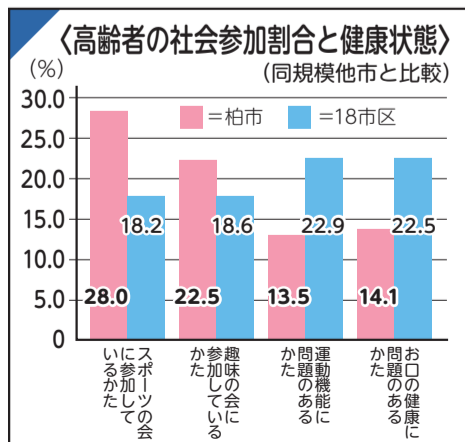
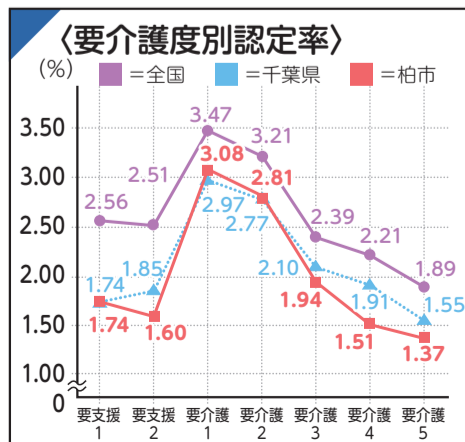
★高齢者数、高齢化率ともに増加  
★75歳以上のかたは今後急増



★75歳以上のかたが増加するのに併せて、要介護認定者が急増

※高齢化率……総人口に占める65歳以上人口の割合  
※要介護認定率……第1号被保険者に占める要介護認定を受けている人の割合

柏市は全国と比べ、要介護認定率が低くなっています。これは、スポーツや趣味の会等へ参加する活動的な高齢者が多いため、相対的に健康状態が良い高齢者が多いことがうかがえます。



# 「柏市高齢者いきいきプラン21」の目指すもの

柏市における地域包括ケアシステムの構築と推進を図るために、①健康寿命の延伸、②地域の支え合いの推進、③セーフティネットの強化、を3つの政策目標として定め、各種施策を推し進めます。

## 健康寿命の延伸

いきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

- ①多様な社会参加の推進
- ②高齢者の居場所づくり
- ③健康づくりの推進

## 地域の支え合いの推進

地域で高齢者を支える体制づくり

- ①地域での見守り・支え合いのしくみづくり
- ②在宅医療・介護の連携の推進
- ③認知症施策の推進
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤権利擁護の充実

## セーフティネットの強化

安心して暮らせる超高齢社会のまちづくり

- ①介護サービスの基盤の整備
- ②高齢者の住まい・住まい方の支援
- ③超高齢社会の「まちづくり」の推進
- ④介護保険制度の円滑な推進

今回、新たにプランに位置づけた3つの施策について紹介します。

## 多様な社会参加の推進

団塊世代を中心とする元気高齢者を「支える側」の高齢者と位置付け、健康維持とともに豊かなセカンドライフのために、多様な就労・社会参加を促進していきます。

### ○セカンドライフ応援事業の推進

**セカンドライフ応援窓口**  
【平成27年度】  
市役所本庁舎1階ロビー  
10時～16時  
TEL：7157-1379

勉強や仕事もしたい  
ボランティアや趣味の活動をしたい

**セカンドライフ応援セミナー**  
【平成27年度】  
8月麗澤大学  
11月柏地域医療連携センター  
2月アミューゼ柏

何か新しいことをしてみたい

**情報提供・マッチング**

就労  
ボランティア  
趣味  
学習  
健康づくり

「就労」「ボランティア」「趣味」「学習」「健康づくり」の情報を集め、窓口などでお伝えします。

## 在宅医療・介護の連携の推進

病気や障害など、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスと、在宅医療のサービスが連携を図り、生活を支援します。

### ○柏地域医療連携センター

(柏市豊四季台1-1-118) TEL.7197-1510



- 在宅医療、介護、がんに関する相談
- 在宅医療を希望するかたへ主治医や多職種を紹介など

### ○適切な在宅医療と介護サービスの利用支援

たとえば、退院時には…



病院・在宅医師・介護事業者、患者家族などが会し、退院後の在宅生活に向けた調整を行います。

## 健康づくりの推進

いつまでも元気で暮らせるように、若い世代からの健康づくりを推進します。

### ○介護予防グループ支援（出前講座）



#### メニューの例

- 介護予防の体操（各種）
- お口のことから介護予防
- 栄養とからだの健康チェック
- 体のネジしめ体操など

### ○ロコモフィットかしわ

ロコモティブシンドロームを予防するために、近隣センターやふるさと会館等で体操教室を実施します。



**ロコモティブシンドロームとは・・・**  
筋肉や骨、関節などの機能の障害により、歩行や日常生活に支障をきたしている状態のこと

**ロコモ貯体操**  
ゴムを使ったオリジナル体操です。安定した姿勢やバランスを保つために必要な「インナーマッスル」を鍛えます。

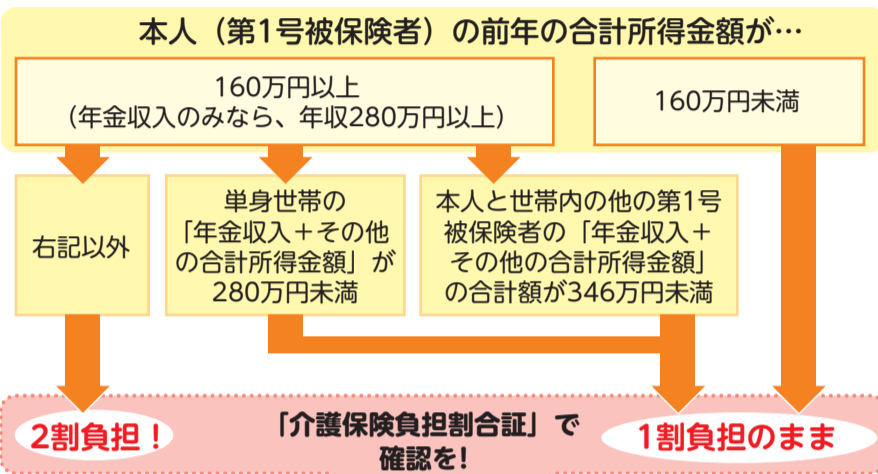
# 平成27年度から介護保険が変わりました！

## サービスの利用者負担の割合が一部変わります

平成27年8月から

介護保険の利用者は、実際にかかる費用の一部を負担してサービスを利用します。平成27年8月から、負担割合は所得が勘案されるため、負担割合が変更になる場合があります。

一定以上所得者は、サービスの利用者負担の割合が2割になります。



負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が新しく交付されます。

既に要介護認定を受けているかたには、負担割合（1割または2割）を記載した「負担割合証」（右図）を7月上旬に郵送でお送りします。

初めて認定を受けるかたには、認定結果通知と併せてお送りします。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日
割	終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日
割	終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	122176 柏市

Q 負担割合証は全員に郵送されますか？

A 要介護認定を受けたかたにのみ、送付します。

Q 夫と妻で負担割合が違うことがありますか？

A 負担割合は個人ごとに決まるので、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

Q 介護保険負担割合証はどんなときに使うのですか？

A 介護保険サービスを利用するときに、サービス事業者に提示します。



## 介護保険負担限度額認定の要件が変わります

平成27年8月から

### 介護保険負担限度額認定制度とは？

低所得のかたに対し、施設等での入所・短期入所の費用負担（食費・居住費）の一部を補助する介護保険上の制度です。

● 次の3つのすべてを満たすかたが対象です

1 世帯の課税状況 → 世帯の全員が市民税非課税のかた

2 別世帯の配偶者の課税状況 → 別世帯の配偶者がいる場合は、その配偶者も市民税非課税のかた

3 預貯金等の額

配偶者がいないかた	1,000万円以下
配偶者がいるかた	夫婦合わせて2,000万円以下

追加要件

※なお、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金、障害年金など）の額も含め年金収入額として判定します。

Q 負担限度額認定を受けたい場合はどうすればいいですか？

A 申請が必要です。受付窓口は高齢者支援課、沼南支所窓口サービス課です。（郵送も可）

変わりました

申請には印鑑、通帳等の写しが必要になります。（直近のもの。2ヶ月以内）



Q 現在、負担限度額認定を受けている場合は何か手続きが必要ですか？

A 現在、負担限度額認定をお持ちのかたには、6月3日に負担限度額更新申請書を送付しました。提出期限までに申請をお願いいたします。

Q 預貯金等には、何が含まれますか？

A 預貯金、信託、有価証券、現金など資産性があり、換金性の高いものが対象となります。  
※負債がある場合は、預貯金等の額から差し引きます。

Q 預貯金等の申告を正しくしないと、どうなりますか？

A 預貯金等について虚偽の申告をして不正支給を受けた場合には、支給された額および最大2倍の加算金が課せられる場合があります。  
※必要に応じて、銀行等の金融機関に照会を行います。

## その他のおもな改正点

平成27年4月から

● 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

新たな入所者は、原則として要介護3以上のかたに限定されました。ただし、要介護1・2のかたでも、特別な事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な場合は、特例として入所が可能です。

平成27年8月から

● 高額介護サービス費等の一部の上限額が変わります

● 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

平成28年2月から

● 介護予防サービス（訪問介護・通所介護）の見直し

要支援のかたが利用されている訪問介護と通所介護について、市が取り組む新しい総合事業に移行します。これまでと同等のサービスが継続されることを基本としつつ、多様なサービス提供を図ります。今後、広報などでお知らせしていきます。



# 65歳以上のかたの介護保険料が決まりました

65歳以上のかたの介護保険料は、3年間で必要となる介護サービス給付費や被保険者数の見込みなどをもとに3年ごとに見直します。

高齢化に伴う要介護認定者の増加や介護保険施設の増設などにより、保険料の増額が必要となり、平成27～29年度の基準額（月額）を4,200円から4,900円に改定いたしました。

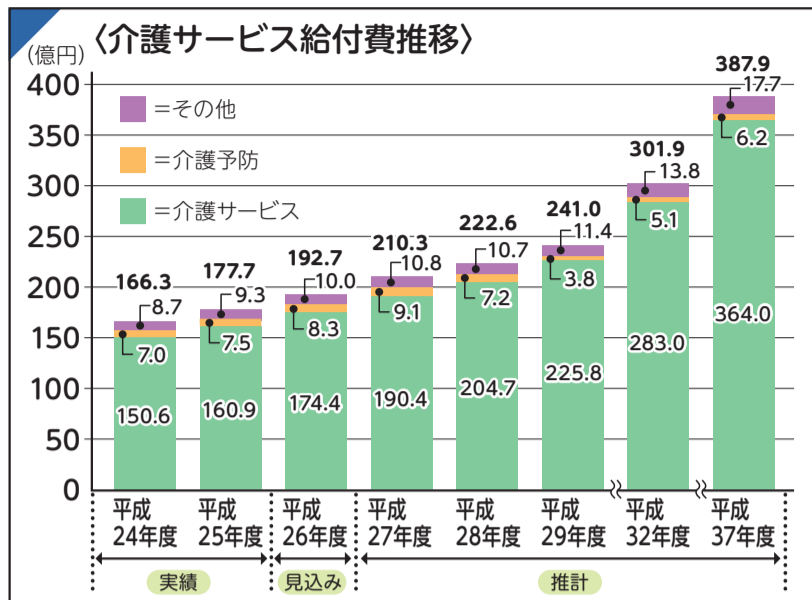
介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う仕組みです。制度の健全な運営のため保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

**第6期（平成27年度～29年度）介護保険料**  
**柏市 基準額 年額58,800円 月額4,900円**

段階	区分	基準額 ×負担割合	年間保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者のかた 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.40	23,520円 (1,960円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	基準額 ×0.60	35,280円 (2,940円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	基準額 ×0.70	41,160円 (3,430円)
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.85	49,980円 (4,165円)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	基準額 ×1.00	58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円未満のかた	基準額 ×1.05	61,740円 (5,145円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円以上150万円未満のかた	基準額 ×1.10	64,680円 (5,390円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満のかた	基準額 ×1.20	70,560円 (5,880円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額 ×1.30	76,440円 (6,370円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額 ×1.40	82,320円 (6,860円)
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満のかた	基準額 ×1.50	88,200円 (7,350円)
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	基準額 ×1.70	99,960円 (8,330円)
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満のかた	基準額 ×1.80	105,840円 (8,820円)
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満のかた	基準額 ×1.90	111,720円 (9,310円)
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満のかた	基準額 ×2.05	120,540円 (10,045円)
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のかた	基準額 ×2.20	129,360円 (10,780円)
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のかた	基準額 ×2.35	138,180円 (11,515円)
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上のかた	基準額 ×2.50	147,000円 (12,250円)

## 〈財政調整基金の活用〉

第5期で4,200円だった介護保険料基準月額が、第6期においては990円の上昇が見込まれることから、財政調整基金から10億3,700万円を取り崩し、上昇額を抑制しました。この結果、基準月額の上昇を290円抑え、第5期に比べて700円増の4,900円（年額58,800円）としました。



介護保険に関して、よくお寄せいただいた質問を紹介します。

## 介護保険 Q&A

### Q 介護保険のサービスは誰でも使えるのですか？

**A** 介護や支援のサービス利用が必要になった65歳以上のかた及び40歳以上で介護保険の特定疾病と診断されたかたで、介護認定の申請を行い、要支援1・2、要介護1～5に認定されたかたがご利用いただけます。

### Q 介護保険の申請はどこで行えますか？

**A** 要介護認定の申請窓口は、柏市役所高齢者支援課、沼南支所窓口サービス課、各地域包括支援センターです。

### Q 窓口まで行くことができないのですが、本人以外でも申請できますか？

**A** 本人以外では、家族や成年後見人が申請できます。また、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、入所中の特別養護老人ホームや介護老人保健施設に代行してもらうこともできます。

### Q 申請の前に準備しておくことはありますか？

**A** 申請の前に、かかりつけの医師に相談（受診）されることをお勧めします。本人の病気や暮らしぶり、要介護認定の申請をすることを伝え、主治医意見書を書いてもらえるか確認しておくとお心です。

### Q 保険料を納めないとどうなりますか？

**A** 介護保険料は相互扶助の観点から所得に応じて一定のご負担をいただいております。保険料を納めないでいると、介護保険サービスの利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。生活困窮などにより介護保険料の支払いが困難になった場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※その他介護保険についての詳細は、7月発行予定の「みんなでささえる介護保険」というパンフレットに掲載されています。

## 介護保険・高齢者福祉に関するお問い合わせ

- ① 高齢者支援課（要介護認定・保険料について） ☎7167-1134  
（介護サービスについて） ☎7167-1135
- ② 福祉活動推進課（介護予防について） ☎7167-2318
- ③ 福祉政策課（セカンドライフ応援事業について） ☎7167-1171
- ④ 地域医療推進室（在宅医療について） ☎7197-1510

※松戸局（047局）または携帯電話から上記の番号におかけの時は、最初に「04」を付けてください。